

トラクター・ショベルに当たり被災

道路改良工事現場から、トラクター・ショベルを移動させようと急坂を登らせて平坦な県道に出たとき、トラクター・ショベルのバケットが急に下がり、作業者に当たって被災したものである。

災害発生の当日に、現場代理人は工事に使ったトラクター・ショベルを空き地に移動させるため、移動の際にトラクター・ショベル

のクローラで舗装道路を傷つけないための古タイヤを用意し、トラクター・ショベルの移動作業を誘導者として A を指名し、作業者 4 名に指示した。

移動させるトラクター・ショベルは、県道の路肩より約 2m 低い場所においてあった。走行経路としては、まず県道に上がり、県道上を約 100m 走行して空き地に置く予定であった。

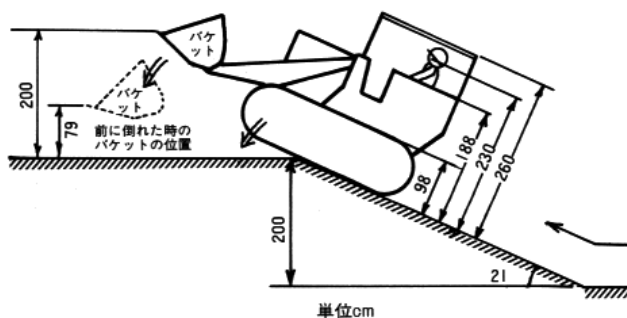
誘導者 A は、県道の交通状況を見計らってトラクター・ショベルの運転者に発進の合図を送った。トラクター・ショベルは県道に上がるため、約 21 度の斜面をゆっくりと登って行ったが、トラクター・ショベルが坂を登り、平坦な路面に出るとき、路肩から車体が半分ほど出るまでは、車体の前のほうが宙に浮いた状態になった。

そのとき、作業者のうちのひとり B がトラクター・ショベルの前のほうが浮いている状態のときに、古タイヤをクローラの下に敷こうとトラクター・ショベルの前へ飛び出した。そこへ、トラクター・ショベルの車体が路肩を半分ほど過ぎ、その前部が急に下がってきたため、作業者 B はバケットの先端に強く打たれ被災した。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 運転者は斜面を登る際に、車体の前部が上がり、車体やバケットの影で前方の誘導者や作業者の姿が見えなくなり、安全確認ができなかったこと。
- 2 誘導者は運転者の見える位置にいなかったため常に的確な合図を送れる状態ではなかったこと。
- 3 誘導者は運転者に発進の合図を行った後に県道を通行する一般車両とトラクター・ショベルの動きを見ていたため、各作業者の動きを把握できなかったこと。

登坂時の状況図



- 4 現場代理人は誘導者を指名していたが、誘導者はトラクター・ショベルの運転や誘導を行ったことがなく、誘導者として不慣れであったにもかかわらず単に誘導を行うようにとの指示しかされていなかったこと。
- 5 トラクター・ショベルが斜面から平地に出る時は、車体の前部が大きく上下し、危険な状態になるにもかかわらず作業を打ち合わせていなかったこと。このため被災者は、クローラで舗装道路が傷ついてはいけないと思い、とっさに古タイヤを敷こうとしたものと推定される。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 トラクター・ショベル等の車両系建設機械のうち特にクローラで走行するものは、斜面から平地に出るとき大きく上下し、かつ運転者からは前方が死角となるので、このときに作業者が接近しないように、例えば、事前に走行予定の位置を決め、古タイヤを敷いておく等の作業の準備を十分行うこと。
- 2 誘導者は運転者及び各作業者の見える位置で合図を行い、運転者は安全が確認できない場合は運転を中止すること。
- 3 誘導者の選任は、車両系建設機械についての知識、経験等の豊富な者とする。